別添

保育士正規職員雇用支援事業　Ｑ＆Ａ

令和4年4月1日更新

No.	質問	回答
1　補助要件等（施設）に関すること		
1-1	対象施設の種別を教えてください。	本事業の対象となる施設は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の４種類です。いずれの場合も、公立施設は対象外です。
1-2	既存施設（事業年度までに開園済みの施設）が補助の対象となるための主な要件を教えてください。	①県内に所在する認可保育所等であること ②正規雇用保育士数が、事業年度の前年度及び過去の本事業補助金受給年度の4/1（年度途中の開園日の場合は当該開園日）と3/31の正規雇用保育士数よりも増加する施設であること。
1-3	新設施設（事業年度中に開園する施設）が補助の対象となるための主な要件を教えてください。	①県内に所在する認可保育所等であること ②開園日の保育士の正規雇用率が６割を超えていること
1-4	事業年度に認定こども園に移行した場合は、既存施設、新規施設どちらになりますか。	既存施設として取り扱います。
1-5	事業年度に認可化移行した場合は、既存施設、新規施設どちらになりますか。	新規施設として取り扱います。
2　補助要件等（保育士）に関すること		
2-1	「正規雇用」の定義を教えてください。	本事業における「正規雇用」の定義は、①雇用期間の定めのない雇用、②１週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度、③雇用保険の一般被保険者として雇用、④賃金等の待遇が正職員待遇（待遇が通常の職員と差異がないこと）の４点が満たされる雇用形態としています。
2-2	対象となる保育士について教えてください。	【既存施設】 前年度からの増加数に該当する正規保育士・・① 【新設施設】 正規雇用率６割を超える部分に該当する保育士・・②

2-3	No.2-2の①「前年度からの増加数に該当する正規保育士」はどのような意味ですか。	本事業が正規雇用化を促進する事業であることから、事業の実施により前年度や過去の補助金受給年度を超える正規保育士数となっていることを求めるものです。 たとえば、前年度の4/1の正規保育士数が６人、3/31が５人であった施設については、「基準人数」が「６人」になり、７人目以上の正規保育士が補助の対象になります。 ※正規保育士の退職に伴う正規化については、各法人の自主的な取り組みにより実施していただくことを想定しています。
2-4	No.2-2の②「正規雇用率６割を超える部分に該当する保育士」はどのような意味ですか。	たとえば公定価格上の基本分単価に含まれる保育士数が10人である施設においては、正規率６割は６人になりますので、７人目以上の正規保育士が補助の対象になります。 なお、「公定価格上の基本分単価に含まれる保育士数」は当該施設の開園日における定員数で計算します。
2-5	保育士以外の職種を正規化した場合も補助の対象となりますか。	本事業の対象は保育士、地域限定保育士及び保育教諭です。それ以外の職種（看護師、幼稚園教諭、調理員、事務員等）は補助の対象外です。
2-6	事前協議書提出前に既に正規化している保育士も補助の対象になりますか。	事業年度内（令和４年度事業であれば令和４年４月１日から令和５年３月31日）に正規化した保育士であれば対象になりますが、既に正規化した保育士であっても選考に漏れた場合には補助の対象にならない場合があります。
2-7	交付決定後に交付対象保育士が退職した場合はどうなりますか。	交付対象保育士Aが年度末までに退職（同じ法人が運営する別保育所への異動を含む）した場合には、補助金は交付されませんが、退職に伴って別の保育士Bを新たに正規化する場合には、事業の変更承認を受けることにより、Bの正規化の日から年度末までの補助金を受けることが可能です。 なお、事業内容を変更する場合には、事業の要件を再確認するために事前協議書等の再提出が必要になります。
2-8	交付決定後に交付対象保育士以外の正規保育士が退職して、正規保育士数が減になってしまった場合はどうなりますか。	正規保育士数が減ったことにより、No.2-2の①（既存施設にあっては、前年度からの増加数に該当する正規保育士）又は②（新規施設にあっては、正規雇用率６割を超える部分に該当する保育士）の要件を満たさなくなった場合には、補助金は交付されません。
2-9	交付決定後交付対象保育士以外の正規保育士が副園長等となった場合はどうなりますか。	副園長は正規雇用保育士としてカウントしないため、正規保育士数の減となり、そのため、要件を満たさなくなった場合は、補助金は交付されません。
2-10	短時間勤務の正規化は補助の対象となりますか。	No.2-1②を満たさないため、補助の対象とはなりません。
3　補助金の算定に関すること		
3-1	試用期間は補助の対象となりますか。	補助対象となりません。試用期間が終了し、正式採用が決定した日から補助の対象となります。※労働条件通知書に試用期間をはっきり記載すること。

3-2	保育士登録が終わるまでの期間は補助の対象となりますか。	補助対象となりません。保育士登録を終え、正式に保育士としての雇用となった日から補助の対象となります。
3-3	保育補助者（又は事務員等）が保育士資格を取得したので保育士に職種替えした場合、どのような算定となりますか。	新規で正規雇用する場合に該当します。
3-4	保育補助者（又は事務員等）が保育士資格を前年度途中で取得たが、前年度中は非正規雇用。当年度当初に正規雇用となった場合、どのような算定となりますか。	「非正規雇用から正規雇用に転換する場合」に該当します。 ただし、保育士として非正規雇用された日から１年経過後から補助対象となります。 例えば、前年度10月に保育士資格を取得し保育士に職種替えとなり、当年度４月から正規雇用となった場合。「転換」として当年度10月～３月末までの６ヶ月間補助対象となります。
3-5	認可化移行施設ですが、認可外で１年以上非正規雇用していた保育士を正規雇用する場合、どのような算定となりますか。	新規で正規雇用する場合に該当します。
3-6	保育所Ａで１年以上非正規雇用していた保育士を同じ法人が運営する保育所Ｂ（新園含む）で正規雇用する場合、どのような算定となりますか。	同一法人が運営する対象施設であれば、別の保育所（新園含む）で正規化する場合にも「非正規雇用から正規雇用に転換する場合」に該当します。 ただし、非正規雇用していた施設が対象施設以外の場合は補助対象外です。
3-7	保育所Ａで雇用していた正規雇用保育士を、同じ法人が運営する保育所Ｂ（新園含む）に異動する場合はどうなりますか。	契約上は保育所Ｂでの新規正規雇用となりますが、実態は人事異動であるため補助の対象となりません。
3-8	保育所Ａで交付決定を受けた保育士が、同じ法人が運営する保育所Ｂ（新園含む）に異動した場合はどうなりますか。	保育所Ａにおいては、No.2-7のとおり 保育所Ｂにおいては、No.3-6のとおり
3-9	月途中に正規化した場合は、どのような算定となりますか。	翌月からの算定となります。
4　正規雇用保育士数・正規雇用率に関すること		
4-1	産休や育休を取得している保育士も正規雇用保育士数にカウントして良いですか。	正規雇用している保育士であれば、本事業では「正規雇用保育士」として取り扱います。

4-2	分園を設置している施設で、正規化する保育士は本園に勤務しています。この場合でも、分園を含めた計算をする必要がありますか。	分園を設置している保育所は、分園も合算した児童数、保育士数等を計算してください。本事業においては、本園と分園は一つの施設としてカウントします。
4-3	分園を２つ設置している施設は、正規雇用率の計算はどのようにすればよいですか。	本園と分園２園の入所児童数、保育士数を全て合算して計算して下さい。
4-4	短時間勤務の正規雇用保育士も正規雇用保育士数にカウントして良いですか。	短時間勤務の勤務時間数に関わらず、２名で１名としてカウントします。ただし、短時間勤務保育士は本補助金の対象とはなりませんので、ご留意ください。
4-5	みなし保育士（保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭等）を正規雇用保育士数にカウントして良いですか。	保育士配置の特例に基づき、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭等を保育士とみなして配置（正規雇用）している場合、正規雇用保育士数としてカウントします。ただし、当該みなし保育士は、本補助金の対象とはなりませんので、ご留意ください。
4-6	補助対象の保育士が正規雇用された後、年度途中に産休・育休を取得した場合も補助対象となりますか。	継続して正規雇用されるのであれば、補助対象となります。その際には、事業計画書にて実情に応じた金額を記載し、差額がある場合はその充当先を記載してください。 （年度当初から産休・育休取得の際は、補助対象外となります。）

令和4年4月1日更新

5　提出様式に関すること		
5-1	同一法人内で複数の施設の交付申請を行う場合には、どのようにしたらよいですか。	同一法人で複数の施設の交付申請を行う場合には、１施設＝１交付申請書をご提出ください。（複数の交付申請書提出が必要です。）
5-2	別添の事業計画書は正規化する保育士毎に提出が必要ですか。	別添の事業計画書は、正規化する保育士１人に付き１枚を提出してください。その際、どの保育士についてのものかが分かるように、様式内に保育士名を記入してください。
6　その他		
6-1	労働局が実施している「キャリアアップ助成金」と両方受給することはできますか。	労働局の「キャリアアップ助成金（正規雇用転換コース）」との併給は可能です。
6-2	結婚等で姓が変更となった場合はどうすればよいですか。	実績報告時に、保育士名　●●（旧姓：▲▲）と記載してください。
6-3	補助金額と事業者負担増額の差額を次年度（給与等）に充当してもよいか。	補助金は、当年度で充当することとする。
6-4	前年度１月～３月非正規雇用し、今年度４月から正規雇用として契約した場合、新規としての取り扱うか。	新規ではなく、転換として取り扱う。ただし、補助対象は非正規雇用して１年経過した１月からの３ヶ月間。 （正規雇用を前提とした試用期間として、数ヶ月間は非正規雇用とする場合は、試用期間終了後から新規として取り扱う。）